



道路で清掃・除草などの
公的活動を行う方々へ

道路協力団体に なってみませんか？



現在の公益活動を、今後さらに充実させるため
道路空間を活用して**収益を得る活動**を行い、
道路の快適性を向上させませんか？

**道路協力団体制度が
活用できます。**

道路協力団体とは

自発的に道路の維持、道路交通環境の向上に関する活動を行う民間団体を支援するものです。道路協力団体になることで、道路上での収益活動が可能となり、活動時の申請手続きが緩和され活動がしやすくなります。官民連携による道路管理の一層の充実と民間主体によるまちづくり活動を促進していきます。



道路協力団体として活動するメリット

- ★ 収益活動・手続きの簡素化による活動の充実
- ★ 認知度・社会的信用度の向上による継続的な活動
- ★ 全国の活動団体との連携による活動の活性化・発展

道路協力団体の業務



①

除草や清掃活動など道路の維持管理、道路に関する工事

例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事



②

安全で円滑な道路交通の確保や道路の利便性向上のための案内板等や脱炭素化施設等の設置・管理

例：案内板、シェアサイクル駐輪場、オープンカフェ、マルシェ、道路に関連したイベント開催に要する機材、太陽光発電設備、シェア電動モビリティ器具など



③

道路の管理に関する情報又は資料の収集・提供

例：サイクルツーリズムに関する情報収集、共有の場の開催など



④

交通量調査やニーズ調査などの調査研究

例：集約サインの設置・研究など



⑤

道路に関する知識の普及・啓発のための勉強会の開催や地元学校との連携などの取組

例：啓発活動としてのイベント開催など



⑥

①～⑤に関連する取組

なお、道路協力団体は①～⑥すべての業務を行う義務はなく、一部を実施する団体も指定の対象となります。

道路協力団体になるための条件

道路協力団体として活動を行う区間において、概ね5年間※1活動（清掃・除草等の維持管理活動）を行っていること。

※1：道路管理者と協定等を締結して清掃等のボランティア活動を行ってきた実績がある場合は、2年間に短縮される場合があります。

※詳細については道路管理者または以下の問い合わせ先へご確認ください。

よくあるご質問 (FAQ)

Q

①（維持管理）と②（収益活動）の場所が異なる場合、収益活動は可能でしょうか。

A

①業務の区間外でも、申請区間内であれば②業務の実施が認められます。

Q

ボランティア・サポート・プログラム（以下、VSP）の実施団体でも、道路協力団体になることが出来ますか。

A

VSPの実施団体も道路協力団体になることが出来ます。道路協力団体になることで、収益活動を行うことが出来るようになり、活動の充実が期待されます。

※その他のFAQはホームページでご確認ください

みちを守り、育て、楽しむ

道路協力団体



国土交通省

窓口：国土交通省 道路局 環境安全・防災課
連絡先：hqt-douro_kyouryoku@gxb.mlit.go.jp

●相談内容・該当道路・所属・連絡先等を記載のうえ、メールにてご連絡ください。●添付ファイルは受信できませんので、まずはメール本文に内容を記載してください。

<https://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>

